

矢板市と作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部との
地方創生の推進に関する協定書

(協議の変更)

第4条 甲又は乙丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度
協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から発効し、矢板市まち・ひ
と・しごと創生総合戦略の計画期間である令和3年3月31日までとする。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙及び丙が幅広い分野において相互に協力・連携し、
各々が有する資源や機能を有効に活用することで相乗効果を高めながら、地
域経済の活性化とその担い手の育成を図り、もって地域社会の持続可能な發
展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携
し協力する。

- (1) 矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
 - (2) スポーツツーリズムの推進並びに各種施策との連携に関すること。
 - (3) 防災減災に基づく安心安全なまちづくりに関すること。
 - (4) 教育・保育・子育て支援に関すること。
 - (5) 前各号のための調査・研究に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、甲と乙及び丙が必要と認める事項に関する
こと。
- 2 甲と乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的
に協議を行うものとする。また、具体的な連携内容については、甲乙丙合意
の上、決定する。
- 3 甲は、本条に定める事項の一部を、乙及び丙との協議により甲の関係機関
に実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な
事項については、別途書面により定めるものとする。

(守秘義務)

- 第3条 甲と乙及び丙は、本協定に基づく活動に関して知り得た情報を漏らし
てはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。
- 2 前項の規定に関わらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲と乙及び丙以
外の者に対し、本協定に基づく活動に関して知り得た情報を提供するこ
ができるものとする。

(疑義の解決)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義等が生じた場合は、
甲と乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

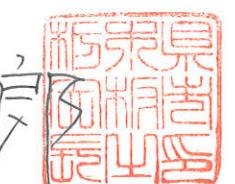
この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲と乙及び丙が署名押
印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲： 栃木県矢板市本町5番4号

矢板市
市長

齊藤 康一



乙： 栃木県宇都宮市竹下町908番地

作新学院大学
学長

渡邊



丙： 栃木県宇都宮市竹下町908番地

作新学院大学女子短期大学部
学長

渡邊

